

三島市自転車活用推進計画（案）に係るパブリック・コメントを募集します

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。

今回、次の計画を策定するにあたり、皆さんの意見を広く募集します。

案件名	三島市自転車活用推進計画（案）
内容	自転車活用推進法第 11 条に基づき新たに策定するもので、三島市における自転車の活用を総合的・計画的に推進するための基本方針や自転車施策に関する計画です。
対象者	ア 市内に住所を有する者 イ 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ 市内に存する学校に在学する者 オ その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者
募集期間	令和 4 年 2 月 1 日（火）～令和 4 年 3 月 2 日（水） 必着
提出方法	募集期間内に、次のいずれかの方法で提出してください。 1 電子申請の場合：市ホームページのパブリック・コメントコーナーから https://www.city.mishima.shizuoka.jp/websystem/pubcom/ 2 郵送の場合：〒411-8666 三島市北田町 4-47 三島市役所 商工観光課地域ブランド創造室 あて 3 ファクシミリの場合：055-983-2754 4 電子メールの場合：syokou@city.mishima.shizuoka.jp 5 持参の場合：三島市大社町 1-10 三島市役所大社町別館 2 階 商工観光課地域ブランド創造室へ平日 8:30～17:15 の間に持参してください。 ※上記 2～5 の方法で意見を提出する人は、配布資料の提出様式にある「パブリック・コメント用紙（PDF 版または WORD 版）」をご利用ください。
注意事項	1. 匿名での意見は受け付けることができません。 意見を提出する場合は、住所、氏名、連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明示していただくよう要綱に定められています。案件用のパブリック・コメント用紙を提示していますので、その内容にそって応募してください。 2. 市が案として提示した資料の何ページのどの部分に対する意見なのかを明確にしてください。 当該計画(案)のどの部分に対する意見か具体的に示されていない場合は、市の見解を示すことができません。
担当課・ 問合せ先	商工観光課地域ブランド創造室 電話 055-983-2766 電子メール syokou@city.mishima.shizuoka.jp